

【相談内容】

No72.コンクリート舗装における橋面防水工の工法選定について

- ①薄層遮水性舗装の採用実績について
- ②薄層遮水性舗装の道路メンテナンス事業への該当の有無について
- ③薄層遮水性舗装の橋面防水工としての品質基準適合について

【助言内容】

- ①について、所管課に確認したところ、九州地方整備局の国道事務所管内で採用した実績は確認されなかった。
- ②について、所管課に確認したところ、「薄層遮水性舗装が道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化計画に基づき実施される道路メンテナンス事業であれば対象になる」とのことであった。
- ③については、今回採用を考えておられる薄層遮水性舗装工（以下、「当該工法」という。）については、そもそも「（床版）防水工」ではなく「舗装工」ではないかと考える。
その場合、相談内容にある「橋面（床版）防水工の品質基準」を当該工法の評価指標とすることは出来ないと考える。つまり、当該工法については、「（床版）防水工」との比較ではなく「床版等への水の浸入を防止する工法」として、当該工法を採用した根拠整理などについて検討することが望ましいと考える。